

大学機関別認証評価

大学評価基準(案)

平成16年10月
(平成30年〇月改訂)

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

目次

領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	1
領域 2	内部質保証に関する基準	2
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	4
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	6
領域 5	学生の受入に関する基準	7
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	8

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準
基準 1－1 教育研究上の基本組織が、教育の目的に照らして適切に構成されていること 基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること 基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

判断の指針

基準 1－1 及び基準 1－2 については、学部及び学科、研究科及び専攻（これらの組織を置かない場合にはこれに代わる組織）の基本的な教育研究組織が、教育研究の目的に則して適切な形で設置あるいは整備されていることを確認するとともに、それぞれの教育研究組織が学校教育法、大学設置基準等の関係法令に定められた要件を具備していることを確認し判断します。

また基準 1－3 については、それぞれの基本的な教育研究組織を有効に機能させ、教育研究活動等を展開していくため、学校教育法が定める教授会のほか教務委員会等の各種委員会その他の運営体制が適切に整備され、それらが機能していることを確認し判断します。

領域 2 内部質保証に関する基準

- 基準 2－1 【重点評価項目】大学の内部質保証に係る基本的考え方に則して、内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
- 基準 2－2 【重点評価項目】大学の内部質保証に係る基本的考え方に則して、内部質保証のための手順が明確に規定されていること
- 基準 2－3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること
- 基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること
- 基準 2－5 組織的に、教員及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

判断の指針

基準 2－1 においては、教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善及び向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されているか否かについて、学内における責任体制が明確に規定されていることを中心として、確認し判断します。

基準 2－2 においては、その体制のもとで、教育研究環境に係る事項及び教育課程とその学習成果について、大学としてその状況を把握し、改善及び向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な手順が組織として明確化され、共通に認識されているか否かを中心に、内部質保証が機能するために必要な条件が整っているか否かを判断します。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の評価では、これらの基準 2－1 及び基準 2－2 のいずれかに改善を要する点が認められた場合には、大学評価基準を満たしていないものとします。

基準 2 - 3 においては、内部質保証が実際に機能しているか否かについて、自己点検・評価によって確認された問題点が改善され、また伸ばすべき特長がどのように伸長されたかを具体的に確認することによって判断します。

機構の評価では、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集し分析する組織的取組が効果的であった場合、学生を含む関係者からの意見を収集、分析する組織的取組が効果的であった場合、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価します。

基準 2 - 4 においては、教育研究上の基本組織の新設や変更等の重要な見直しを行うにあたり、大学の内部質保証活動の一環として当該見直し事項の適切性等に関する検証を行う仕組みを有しているか否かを判断します。

基準 2 - 5 においては、教員の採用、昇任に係る規定（教員としての教育上、研究上及び必要とするその他の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持、向上させるための教員評価の仕組み、並びに教育能力を向上させるための組織的取組の状況を分析して、大学の内部質保証活動の一環として教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員や教育支援者及び教育補助者への研修の実施などにより、これらの者の質を維持、向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3－1 財務運営が教育研究活動等の目的に照らして適切であること

基準 3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

判断の指針

基準 3－1 においては、財務運営が教育研究活動等の目的に照らして安定しているか否かを判断します。

基準 3－2 においては、管理運営のための体制が明確に規定され、機能しているか否かを判断します。

基準 3－3 においては、管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有しているか否かを判断します。

基準 3－4 においては、機関としての大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか否かを判断します。

基準 3－5 においては、財務及び管理運営に関する内部監査を含む内部統制及び監事の体制が機能しているか否かを判断します。

基準 3－6 においては、大学及び学部・研究科等の目的、教育研究に関する基本方針、教育研究上の基本組織、教育研究の実施体制、教育課程及び学生の状況等、教育研究活動

等の状況に関する基本的な情報、自己点検・評価の結果など法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

判断の指針

基準 4－1 においては、講義室、研究室、実験・実習室、演習室等の施設が法令に基づいて整備されているか否かを確認しつつ、使用する学生数、教育内容、教育方法等を勘案し、適切な設備並びに収容力、性能等を有し、また有効に活用されているか否かを判断します。また、図書館が整備され、学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集、整理されており、かつ実用に供されていること、さらに、自主学習や課外活動のための施設及び設備や情報通信環境の整備状況について確認し判断します。

基準 4－2 においては、生活や進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、課外活動が円滑に行われるように支援しているか否かを判断します。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等の対応策が用意されているか、また、留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対して適切な支援が行われているか否かを判断します。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

※学生受入方針：アドミッション・ポリシー

判断の指針

基準 5－1 においては、大学の教育目的に沿って、どのような能力や適性等を有した学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか等の考え方をまとめた学生受入方針を明確に定めているか否かを判断します。

基準 5－2 においては、学生の受入が適切な体制の下、公正かつ適切な方法により行われ、学生受入方針に沿った方法に基づいて入学者選抜が実施されているか否かを判断します。

基準 5－3 においては、大学の教育体制が、教育の効果を担保する観点から収容定員に応じて整備されることに鑑み、特に入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否かを判断します。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

基準 6－7 教育の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

基準 6－8 教育の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

学位授与方針：ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針を含む）

教育課程方針：カリキュラム・ポリシー

判断の指針

この領域の各基準については、各教育課程の状況を踏まえて、学部・研究科等ごとに確認し判断します。

基準 6－1 においては、学位授与方針において、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。

基準 6－2 においては、教育課程方針が、学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか否かを判断します。

基準6－3においては、教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則し、授与される学位に付記する分野と整合的であるとともに体系的であり、かつ相応しい水準であるか否かを判断します。また大学院課程に関しては、研究指導に係る指導の体制についても判断します。

基準6－4においては、適切な授業形態、学習指導の方法が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、履修登録科目に関する単位の上限の設定（CAP制）等について、適切であるか否かを判断します。

基準6－5においては、学位授与方針を参照しつつガイダンスが実施され、学生のニーズに則した履修指導や学習相談の体制が整備されているか否かについて判断します。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学習支援の実施状況について確認し判断します。

基準6－6においては、教育課程方針に基づいて、成績評価基準を学生に周知しており、その基準に従って成績評価、単位認定を実施しているか否か、さらに、厳格かつ客観的な成績評価を実施するため、成績評価の適切性の確認や異議申し立ての仕組みを組織的に設けているか否かを判断します。

基準6－7においては、学位授与方針に則して卒業又は修了の要件が策定され、評価の基準が明確であり、それらが学生に周知され、卒業又は修了の認定が適切に行われているか否かを判断します。

基準6－8においては、卒業又は修了時の状況、並びに卒業又は修了後一定期間経過後における関係者への調査の状況など、学習成果の状況を把握する取り組みの結果に基づき、学位授与方針に明示する学習成果が上がっているか否かを判断します。